

発達障害者と『財産管理支援サービス』 - 制度現況及び課題 -

2022. 11. 26

金美玉 (全北大学 社会福祉学科 教授)

目次

I 制度導入背景

II 発達障害者財産管理支援サービスニーズ調査

III 発達障害者財産管理サービスモデル事業(2022)

IV 制度発展に向けた課題

I. 制度導入背景

1. 障害者福祉の最新動向

- 目まぐるしく変わる障害者福祉環境 & 関連制度など
- パーソンセンタードアプローチ(Person-centered approach) :障害集団→ 個別支援強調
- 権利中心実践(Right-based practice): 誰もが受けられる疎外しない福祉指向 例)最重度発達障害者等
- 障害者の社会的包摂(Social inclusion): コミュニティリビング(Community living)議論拡大

→ 障害者福祉環境は、変化の大きな波が揺れている

❖ その過程で発達障害者福祉はより大きな絵で、またより細かく、洗練された積極的な支援体系(Active support system)構成の必要性が増加

→ これまでに注目されなかった発達障害者の生活の端面、日常の権利具現等について再認識

2. 発達障害関連近年の変化

2018. 9月発表

発達障害者生涯ケア総合対策

乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害精密検査支援拡大(1000→7000名)で早期診断強化 ・統合幼稚園(1→17か所)及び特殊クラス拡大(731→1131クラス) ・養育情報提供及び親教育支援、親セルフヘルプグループ養成
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年放課後ケアサービス新設(2019年4000→2022年22,000名) ・特殊学校・クラス拡大(174校1万325クラス→197校1万1575クラス) ・発達障害者訓練センター拡大(2018年7か所→2019年13か所)
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間活動サービス(学習型、体育型等)新設(2019年1500名→2022年1万7000名) ・重症障害者支援雇用拡大(2018年2500名→2019年5000名) ・重症障害者勤労支援者拡大(2018年1200名→2019年3000名)
中老年期	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者検診機関拡大、健康主治医制等健康管理體系強化 ・発達障害者所得保障体系構築(公共信託制導入など)
全周期	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域別拠点病院・行動発達増進センター拡大(2→8か所) ・公共後見人・法律支援拡大、権利擁護及び性教育専門家養成 ・家族負担軽減のための休息支援サービス(1万名→2万名)

❖「発達障害者権利保障及び支援に関する法律(以下、発達障害者法)」5月29日国会本会通過/
2022.6.10 改正/施行日 2024.6.11(保健福祉部資料, 2022,5)

法律名	主な内容	施行日
発達障害者権利保障及び支援に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・最重度発達障害者に日常生活訓練、趣味生活、緊急ケア、自立生活など専門的・統合的に支援するサービス(統合ケアサービス)を提供する根拠整備 ・体系的な支援のため現行法上設置された発達障害者支援センターに統合ケア支援の根拠整備 	公布後2年

3. 発達障害者人口現況 (保健福祉部, 2021)

表 全体登録者現況

障害類型	頻度	単位:名、%
		割合
肢体	1,207,368	45.9
脳病変	250,407	9.5
視覚	252,324	9.6
聴覚	395,789	15.0
言語	22,391	0.9
知的	217,108	8.2
自閉症	30,802	1.2
精神	103,525	3.9
腎臓	97,530	3.7
心臓	5,233	0.2
呼吸器	11,544	0.4
肝	13,808	0.5
顔面	2,677	0.1
腸瘻、尿瘻	15,427	0.6
てんかん	7,093	0.3
合計	2,633,026	100

区分	知的障害		自閉症		全体	
	規模	割合	規模	割合	規模	割合
乳幼児期(0~6歳)	3,359	1.5	2,861	9.3	6,220	2.5
学齢期(7~17歳)	32,158	14.8	12,593	40.9	44,751	18.1
青壮年期(18~49歳)	132,018	60.8	15,292	49.6	147,310	59.4
中高齢期(50歳以上)	49,573	22.8	56	0.2	49,629	20.0
全体	217,108	100.0	30,802	100.0	247,910	100.0

- 発達障害者人口は毎年増加している/知的障害者8.2%,自閉症障害者1.2%→ 人口構造の変化
- 生涯周期別にみると、青壮年期は59.4%, 中高齢期は20.0%と高い割合→ 社会的ケア支援体系変化の必要性提起

4. 制度推進経過

- 発達障害者の金銭管理の難しさ、経済的搾取など財産管理問題は長年定期されてきたもの
- 関連制度: 2013年公共後見制度施行→ 公共信託制度議論
→ 2018年発達障害者生涯ケア対策において '公共信託制度導入' 宣言
- 国民年金公団: 2022年現在、保健福祉部より財産管理支援サービスモデル事業推進中(公共信託を社会サービスの意味を強調するために、財産管理支援サービスに用語変更)/ 2023年本事業の拡大予定

発達障害者の財産管理支援サービス制度化を通して発達障害者の財産を効果的・効率的管理

→ 地域社会で暮らす発達障害者の安全で幸福な生活のための基礎与件整備

II. 発達障害者財産管理支援サービスニーズ調査

1. 調査概要

1) 在宅発達障害者ニーズ調査

-地域で暮らしている発達障害者の利害関係者の回答に基づき分析

- 調査対象:家族及び親戚をはじめ発達障害者を支援する後見人、支援者、利用施設従事者など発達障害者のことについての情報を十分に把握している人

- 回答者329名のうち、重複回答者を除き、最終分析に含まれた回答者は合計 324名

- 調査期間: 2020年 7月 27日から8月 14日

2) 施設発達障害者ニーズ調査

- 施設の全般的なニーズを確認し、施設で暮らす発達障害者当事者の現況を把握するために発達障害者が居住する障害者居住施設を対象に、従事者アンケートと発達障害者アンケートを区別して実施

- アンケートはインターネット調査と紙媒体調査を並行し、発達障害者アンケートは当事者の同意と現況を確認し、作成しやすいように紙媒体のアンケートを活用し、回答されたアンケート用紙のスキャンファイルE-mailで返信 /アンケートの開始前に、個人情報やプライベートに関わる情報収集に対する同意内容を添付し、同意した場合に限って対象にし、回答者316名のうち重複回答者5名を除く

-最終回答は管理者 73名、担当者 77名、当事者161名で、合計311部のアンケートを通して施設(居住)障害者調査分析

-調査期間: 2020年 7月 27日から8月29日

2. 主な結果(要約)

1) 財産管理支援サービス経験

表4 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の財産管理支援サービスについて聞いた経験

(単位:名(%))

項目		頻度(割合)		χ^2
		在宅(N=324)	施設(N=144)	
財産管理支援サービスについて聞いた経験	聞いたことがない	204(63)	50(33.3)	36.192***
	聞いたことがある	120(37)	100(66.7)	

*** p<.001

2. 主な結果(要約)

(2) 在宅及び施設発達障害者の将来計画

表5 在宅、施設発達障害者の将来に向けた準備水準

将来に向けた準備領域	準備水準平均(SD)			t
	全体 (N=481- 485)	在宅 (N=324)	施設 (N=157- 161)	
一定の所得の維持	2.02(.95)	1.79(.8)	2.51(1.05)	-7.662***
所得と資産管理と適切な使用	2.04(.92)	1.77(.79)	2.57(.94)	-9.225***
居住のための物理的空間の確保	2.02(1)	1.99(.97)	2.03(1.06)	-0.385
一緒に暮らす人の決定と準備 (独立、結婚、居住施設など)	1.74(.96)	1.65(.86)	1.94(1.1)	-3.017**
日常生活支援方案(ケア)	2.17(.99)	1.94(.86)	2.64(1.06)	-7.321***
職業など昼間の社会的活動	2.2(1)	2.06(.96)	2.47(1.04)	-4.09***
医療及び健康管理(栄養摂取、運動など)	2.33(.96)	2.13(.87)	2.39(.95)	-3.697***
生涯教育など新たな情報と技術の獲得	1.95(.87)	1.84(.81)	2.16(.96)	-3.56***
差別など不当な処遇に対する法的保護	2.16(1.01)	1.85(.86)	2.79(1.02)	-9.979***
対人関係(友達、隣人など)	2.02(.94)	1.8(.82)	2.47(1)	-7.364***
趣味及び余暇活動	2.27(.97)	2.02(.89)	2.77(.96)	-8.282***
将来準備領域(11項目)平均	2.09(.75)	1.9(.67)	2.43(.76)	-8.716***

** p<.01. *** p<.001

2. 主な結果(要約)

(3) 在宅及び施設発達障害者の生活費支出現況

表6 在宅、施設発達障害者の生活費支出

単位:名、ウォン

支出領域	在宅		施設		t
	N	月平均支出費用	N	月平均支出費用	
外食費(食費)	284	202,489	134	53,951	9.953***
衣類、美容	311	163,855	153	86,370	6,444***
趣味、余暇	281	140,676	131	41,240	11,748***
交通費	286	104,126	44	37,114	10,144***
通信費	281	82,653	62	30,182	9,685***
信仰	150	66,433	52	10,544	7,363***
医療費	286	140,635	63	50,198	6,646***
健康	227	89,200	96	55,015	4,146***
教育、リハビリ	245	302,890	28	48,621	12,261***
慶弔費	184	121,250	30	23,033	9,2***
お小遣い	247	132,741	128	49,974	9,325***
貯蓄	246	400,877	36	276,554	2,319*

* p<.05, *** p<.001

表7 在宅、施設発達障害者の月平均支出金額に対する適切性

単位:名(%)

現在の生活費の適切性	頻度(割合)		χ^2
	在宅 (N=324)	施設 (N=156)	
適切	120(37)	128(82.1)	87.925***
不足	131(40.4)	24(15.4)	
支出が多すぎる	73(22.5)	4(2.6)	

*** p<.001

表8 在宅、施設発達障害者の一般的特性に伴う生活費の適切性

単位:名(%)

項目		在宅			施設		
		頻度(割合)			頻度(割合)		
		適切	不足	多すぎ	適切	不足	多すぎ
性別	女性	46(42.6)	46(42.6)	16(14.8)	57(82.6)	10(14.5)	2(2.9)
	男性	74(34.3)	85(39.4)	57(26.4)	71(81.6)	14(16.1)	2(2.3)
就業形態	職場なし、訓練生、学生	87(34.7)	106(42.2)	58(23.1)	72(82.8)	13(14.9)	2(2.3)
	就業(勤労所得)	33(45.2)	25(34.2)	15(20.5)	53(81.5)	10(15.4)	2(3.1)
障害類型	知的障害	85(40.1)	82(38.7)	45(21.2)	118(80.8)	24(16.4)	4(2.7)
	自閉症	35(31.3)	49(43.8)	28(25)	8(100)	-	-
重複障害有無	重複障害無	77(41)	73(38.8)	38(20.2)	96(85.7)	14(12.5)	2(1.8)
	重複障害有	43(31.6)	58(42.6)	35(25.7)	32(72.7)	10(22.7)	2(4.5)
最終学歴	高卒未満	31(28.7)	46(42.6)	31(28.7)	57(85.1)	9(13.4)	1(1.5)
	高卒以上	89(41.2)	85(39.4)	42(19.4)	64(79)	14(17.3)	3(3.7)

2. 主な結果(要約)

(4) 発達障害者の財産管理支援サービスに対するニーズと認識

表9 在宅、施設発達障害者の財産管理支援サービスの必要性

項目	平均(SD)		t
	在宅 (N=323)	施設 (N=150)	
財産管理支援サービスの必要性(1~4点)	3.51(.62)	3.03(.81)	7.128***

*** p<.001

表10 在宅発達障害者のアンケート回答者と施設管理者の財産管理支援サービスの利用意思

項目	頻度(割合)		χ^2	
	在宅 (N=323)	施設 (N=71)		
財産管理支援サービス利用意思	利用意思ある	33(10.2)	21(29.6)	18.447***
	利用意思なし	290(89.8)	50(70.4)	

*** p<.001

表11 在宅発達障害者のアンケート回答者、施設管理者、施設発達障害者の財産管理サービス利用(推薦)理由

項目	在宅アンケート回答者 (N=324)	施設従事者 (N=150)	施設発達障害者 (N=160)
発達障害者が脱施設自立を準備	123(38)	54(36)	60(37.3)
発達障害者が結婚、疾病、治療、海外旅行などで集まった金額の支出が必要	41(12.7)	26(17.3)	24(14.9)
発達障害者の名義で保険金、合意金など集まった金が入った	16(4.9)	-	-
無縁状態の発達障害者の財産管理の透明性検証のため	38(11.7)	37(24.7)	38(23.6)
家族や周りの人からお金をゆすり取られることが懸念される	78(24.1)	24(16)	5(3.1)
所有している財産が多い	3(0.9)	1(0.7)	9(5.6)
発達障害者が習慣的に過消費(浪費癖)してしまう	17(5.2)	2(1.3)	9(5.6)
債務があり財産管理が必要	3(0.9)	-	-
推薦しない	-	4(2.7)	-
その他	5(1.5)	1(0.7)	16(9.9)
未回答	-	1(0.7)	-

2. 主な結果(要約)

表12 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の財産管理支援サービス構成重要度認識

財産管理支援サービス構成のための考慮事項	重要度 平均(SD)<1-5点>			t
	全体 N=474	在宅 N=324	施設 N=150	
預けた財産の安全な管理 (収益が低くても現金保存できるもの)	4.69(.63)	4.7(.65)	4.69(.6)	0.173
預けた財産の増殖 (一部現金損失があっても収益が高いもの)	2.69(1.29)	2.78(1.33)	2.5(1.2)	2.186*
発達障害者のニーズに対する正確なアセスメントと計画への反映	4.65(.63)	4.62(.71)	4.71(.58)	-1.501
財産使用に対する発達障害者当事者の決定権と選択権	4.42(.82)	4.27(.88)	4.74(.55)	-7.029***
財産管理と使用に対する血縁者等(親兄弟など)の意見反映	3.97(1.03)	4.17(.95)	3.53(1.07)	6.257***
受託機関、支援機関及び支援者の信頼性	4.82(.5)	4.83(.51)	4.81(.48)	0.342
受託機関、支援機関及び支援者の安定性 (変わらず維持されること)	4.65(.66)	4.71(.62)	4.53(.74)	2.5*
財産管理支援サービス全般に対する政府の徹底した管理 監督	4.79(.54)	4.85(.46)	4.67(.66)	2.994**
財産使用が計画通り実行されているか中間点検	4.78(.5)	4.84(.47)	4.65(.56)	3.623***
預けた財産と受益に対する被害発生時実質的救済方案	4.83(.48)	4.85(.45)	4.77(.52)	1.654+
財産管理支援サービス契約後財産に対する親戚などのアクセス制限	4.49(.84)	4.49(.85)	4.51(.83)	-0.229
預けた財産によって受給権等公的給付資格を失わないようにする措置	4.78(.56)	4.84(.45)	4.65(.74)	2.895**
預けた財産に対する税制給付(贈与税など)	4.4(.93)	4.57(.81)	4.04(1.08)	5.371***
発達障害者死後の残余財産処理の透明性	4.8(.51)	4.79(.55)	4.82(.43)	-0.527
財産管理支援サービス構成のための考慮事項重要度(14項目)平均	4.48(.37)	4.52(.36)	4.4(.37)	3.316**

+ p<.1 . * p<.05. ** p<.01. *** p<.001

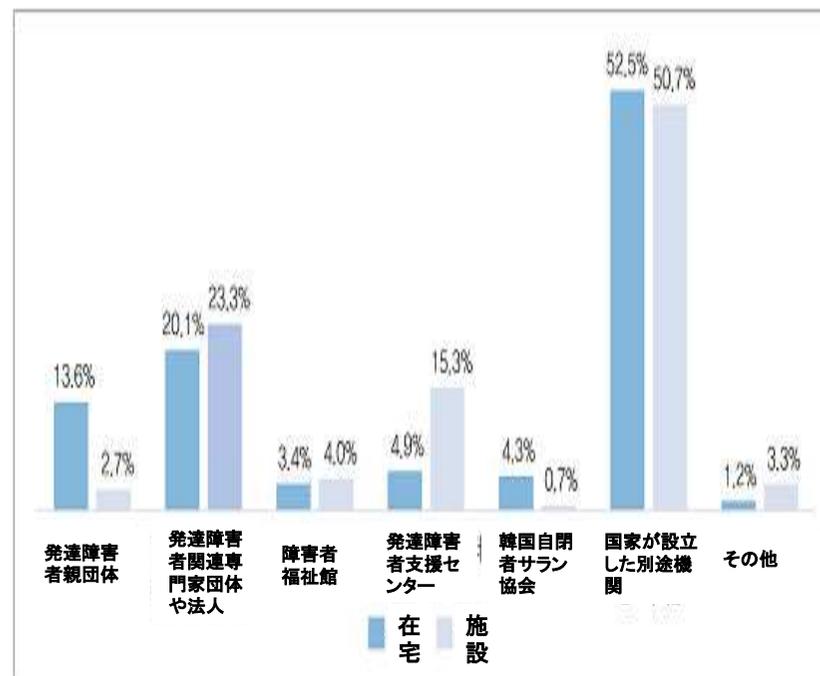


図2 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の支援機関選考(1位)

2. 主な結果(要約)

表13 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の支援者に重要な資質に対する認識

支援者に重要な資質	頻度(割合)		
	在宅(N=316)	施設(N=144)	
該当発達障害者を支援してきた経験	73(23.1)	46(31.9)	18.421***
該当障害者の将来計画(就業、住まい、文化、生涯教育など)を実現するのに必要な専門性	217(68.7)	71(49.3)	
該当障害者のニーズを新たに発見し、財産使用について斬新なアイデアを提示する能力	26(8.2)	27(18.8)	

*** p<.001



図4 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の支援者選考(1位)

2. 主な結果(要約)

表14 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の支援者教育必要度認識

支援者教育内容	必要度 平均(SD)			t
	全体(N=324)	在宅(N=324)	施設(N=150)	
発達障害者の特性理解	4.85(.45)	4.87(.43)	4.8(.48)	1.558
発達障害者の権利等政策制度に対する理解	4.79(.53)	4.82(.53)	4.73(.53)	1.68
財産管理支援サービスに対する理解	4.81(.48)	4.84(.47)	4.74(.5)	2.052*
発達障害者意思疎通支援	4.85(.45)	4.85(.43)	4.82(.49)	0.684
発達障害者意思決定支援	4.81(.49)	4.79(.52)	4.86(.42)	-1.507
発達障害者金銭管理	4.8(.52)	4.8(.53)	4.81(.5)	-0.141
発達障害者個人別支援計画樹立	4.81(.5)	4.83(.47)	4.76(.54)	1.309
支援者教育内容の必要度(7項目)平均	4.82(.39)	4.83(.39)	4.79(.39)	1.075

* p<.05

表15 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の個人別財政支援計画を含む内容の必要度認識

個人別財政支援計画に含むべき内容	必要度 平均(SD)			t
	全体N=473~474	在宅N=324	施設N=149~150	
発達障害者の家族構成及び家族の特性	4.39(.84)	4.58(.7)	3.97(.97)	6.882***
発達障害者の社会的関係(友達、知人、同僚等)現況	4.12(.99)	4.27(.97)	3.82(.98)	4.633***
発達障害者の性格特性および趣向、意思疎通方式に対する情報	4.71(.57)	4.73(.56)	4.67(.59)	0.979
発達障害者の毎月定期的な収入と支出現況	4.81(.48)	4.81(.5)	4.83(.44)	-0.379
発達障害者の非定期的な収入と支出現況	4.58(.73)	4.61(.7)	4.44(.79)	2.181*
発達障害者の公的サービス利用及び費用現況	4.65(.63)	4.7(.6)	4.55(.69)	2.35*
発達障害者の健康状態及び医療サービス利用及び費用現況	4.81(.49)	4.83(.48)	4.75(.5)	1.629
今後6か月以内に発達障害者に必要な追加的サービス	4.58(.68)	4.66(.63)	4.4(.75)	3.733***
今後6か月以内に予想される身上の変動(住まい、入院など)	4.56(.74)	4.6(.74)	4.46(.73)	1.947
財産管理支援機関担当者および支援者署名と連絡先	4.69(.62)	4.76(.55)	4.55(.74)	3.148**
個人別財政支援計画に含むべき内容の必要度(10項目)平均	4.59(.48)	4.65(.46)	4.44(.47)	4.585***

* p<.05. ** p<.01. *** p<.001

2. 主な結果(要約)

表16 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の個人別財政支援計画樹立周期選考

単位:名(%)

個人別財政支援計画 樹立周期	頻度(割合)		
	在宅(N=321)	施設(N=149)	
毎月	69 (21.5)	9 (6)	71.904***
分岐(3か月)ごと	113 (35.2)	17 (11.4)	
半期(6か月)ごと	83 (25.9)	53 (35.6)	
1年単位	56 (17.4)	70 (40.7)	

*** p<.001

表18 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の発達障害者死後、財産処理方法選考

単位:名(%)

発達障害者死後財産処理方法選考	頻度(割合)		
	在宅(N=321)	施設(N=149)	
国民年金公団基金に帰属公益使用	44 (13.8)	3 (4.4)	71.904***
国庫に帰属し、公益使用	38 (11.9)	14 (20.6)	
はじめに財産管理支援サービス契約に含み、 お金を預けた人(当事者又は親)が決める	87 (27.2)	19 (27.9)	
発達障害者死後、残された家族(兄弟姉妹、親 戚など)が決める	93 (29.1)	3 (4.4)	
遺産相続に対する一般的な法律に従い処理	58 (18.1)	29 (42.6)	

*** p<.001

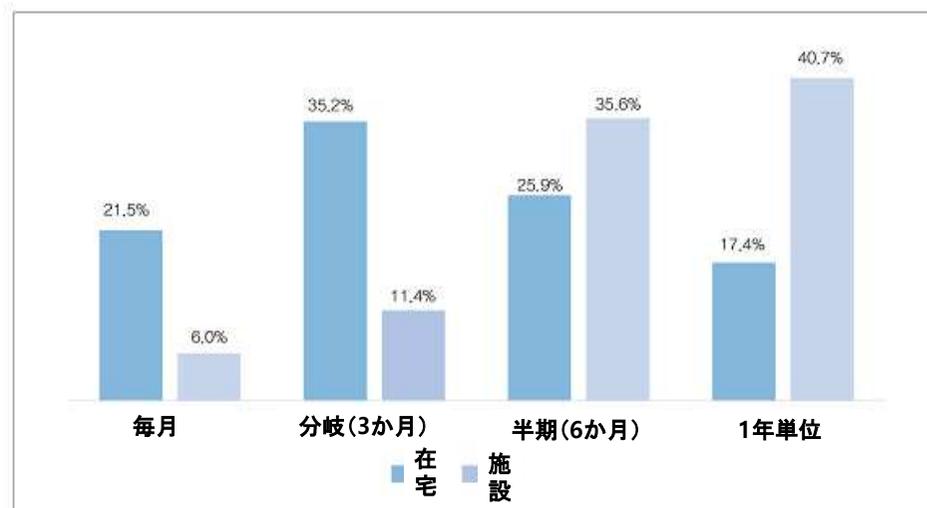


図6 在宅発達障害者アンケート回答者と施設従事者の個人別財政支援計画樹立周期選考

Ⅲ. 発達障害者財産管理支援サービス モデル事業(2022)

1. 目的

発達障害者の権利保障及び支援に関する法律に基づく、本モデル事業の目的は次に通りである。

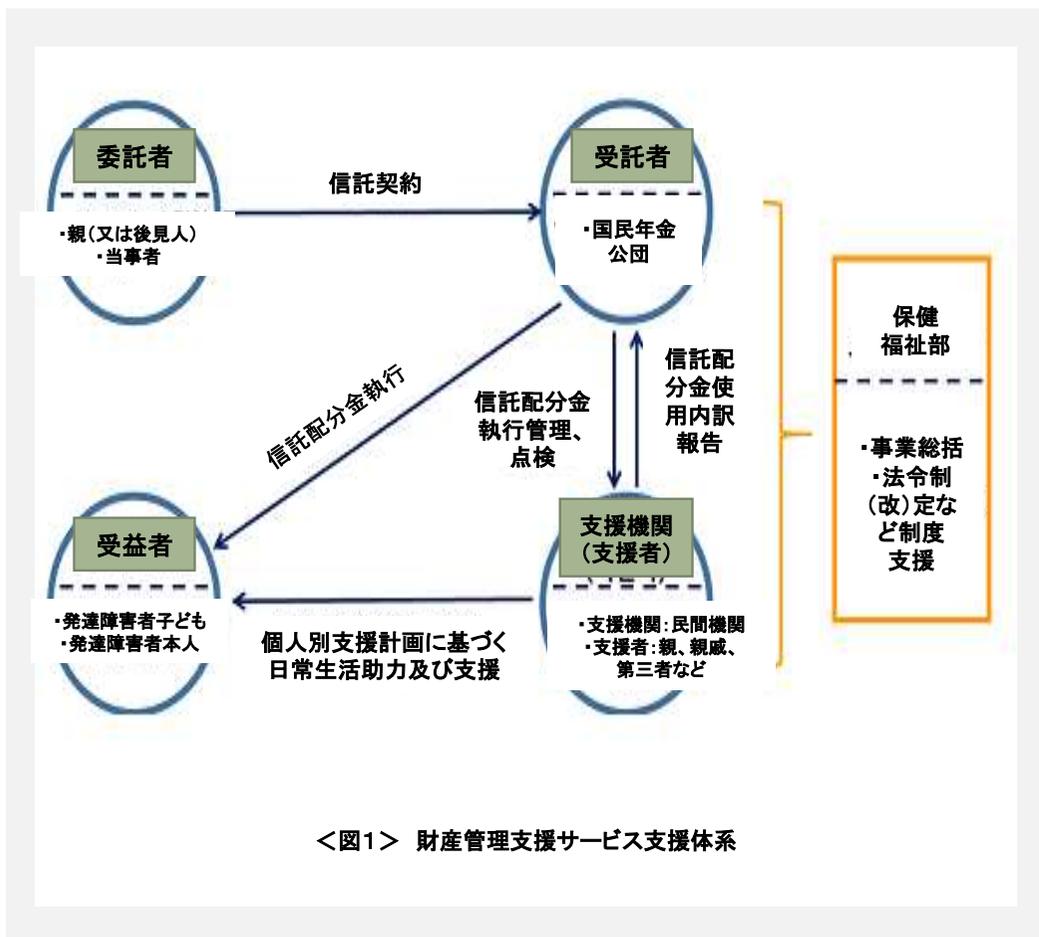
– 第一、発達障害者の所得または相続・贈与された財産を**安全に管理**することで他人にゆすり取られたり、詐欺などの各種リスクから**財産を保護**することであり、このことは財産の運用を通じて合理的な収益を得ることを含む

– 第二、発達障害者が所有する財産を**自身のニーズと趣向、必要に応じて適切に使用できるようにし**、このことで発達障害者の過消費など自らの財産を使い果たすことを防ぐこと、本人の趣向とニーズ、必要を考慮して適切に財産を使えるようにすることである

2. 財産管理支援サービス原則

- **発達障害者中心の計画樹立:**個人別財政支援計画樹立/全ての計画は発達障害者の特性と**ライフサイクルニーズ**に基づく
- **ストレングス視点に基づく計画樹立:**個人別財政支援計画樹立において全ての計画は発達障害者と保護者の**ストレングス**に基づく
- **計画樹立全過程への参加保障:**個人別財政支援計画を樹立する全ての過程に発達障害者の参加を全面的に保障
- **計画樹立時適合した意思疎通支援:**個人別財政支援計画樹立時発達障害者の認知的な難しさで円滑な意思疎通が行われ
ない場合、最大限意思疎通を支援できる多様な代替資料支援
- **計画内容に対する自己決定権保障:**個人別財政支援計画樹立の際に、発達障害者の保護者より第一に当事者の自己決定を最大限尊重
- **地域社会統合志向:**個人別財政支援計画は発達障害者が地域社会に完全に統合され、一人の尊厳ある人格体として生きていけるように支援する方向で樹立

3. 財産管理支援サービス支援体系



<表3> 財産管理支援サービス支援体系用語整理

用語	概念	
支援機関	発達障害者に信託財産に関する支援サービスを提供するように国民年金公団が指定した非営利法人	
支援サービス	信託財産を活用し、発達障害者が幸せに暮らせるように支援するサービス	
支援者	支援機関支援者	支援機関所属職員として発達障害者に直接的に支援サービスを提供する主体
	第三者支援者	親など委託者が受益者のために支援者役割をするように指定した人
	親	親も支援者としての役割遂行可能
個人別財政支援計画	発達障害者財産管理支援サービスで使用する発達障害者支援戦略として、委託者が国民年金公団に預けた信託財産の原本及び受益を受益者である発達障害者にどのように配分・使ってもらうかに関する支援計画のこと。発達障害者の最善の利益と幸福な生活の目的に自己決定権を最大限、尊重して樹立した計画で委託者、受託者、支援機関と支援者の障害者中心価値と哲学を反映した計画。ここには「ライフサイクル財政支援計画」「年間財政支援計画」「月別財政支援計画」を含む	
ライフサイクル財政支援計画	発達障害者のライフサイクルを考慮し、信託財産の原本と受益を受益者である発達障害者のライフサイクル課業遂行及び転換期的事件への対比に活用できるように樹立した計画。発達障害者の残った生涯全般を考慮するが、第一に次のステップのライフサイクルの発達課業と転換期的事件を対比した計画。発達障害者の自己決定権、委託者、受託者、支援機関と支援者の障害者中心価値と哲学を反映。	
年間財政支援計画	ライフサイクル財政支援計画に含まれた価値と哲学に基づき、毎年かわる障害者福祉政策の変化、発達障害者の変化するニーズを反映し、一年間の信託財産の使用及び支援内容を含む計画	
月別財政支援計画	年間財政支援計画と前月の財政支援計画の執行経過を考慮し、樹立した一か月間の信託財産使用及び支援内容を含む計画	

IV. 制度発展に向けた課題

1. 基本前提

❖ 財産管理支援サービスの理念的志向及び目標確認

- 発達障害者の生涯ケア支援体系と地域社会統合ケアとの連続線上で考慮
- 発達障害者の個人別財政支援計画樹立/発達障害者が地域社会で普通の生活(ordinary life)を営むことにその指向点
- このような目標達成に向けた手段として、様々な社会サービスの一つとして財産管理支援サービスが活用されるべき

❖ 財産管理支援サービスの公共性確保のための制度的努力

- 財産管理支援サービスは発達障害者当事者及び家族の私的財産の出現がその出発点。何よりこの管理体系の公共性をどのように確保するかが重要
- 2022年モデル事業を国民年金公団を通して行うことは財産管理支援サービスを活用してみようとする利用者による合意
- 国民年金公団以外にも支援機関の公共性確保努力が必要
- 財産管理支援サービス遂行過程においてサービス中断、限られた費用超過など予期せぬ事態が発生した場合、これに対する効果的な専門仲裁の必要性／財産管理委員会を設け、体系的に管理運営が必要

2. 実行過程

❖ 財産管理支援サービスに対する利害当事者教育体系整備

- 支援者、発達障害者家族及び当事者、支援機関などに対してそれぞれ教育
財産管理支援サービス利害当事者がすべて正確にサービスに対する理解が前提されてこそ効果的な実行可能
- 教育内容: 発達障害者当事者用にわかりやすい教材開発/家族及び支援者の特性に基づく教育必要

❖ 財産管理支援サービスに対する品質管理方案整備

- 支援機関及び支援者などに関連する品質関連方案を整うこと/モデル事業以後、事業の定着に向けて補完・再設計されるべき内容が何か抽出

❖ 財産管理支援サービスに発達障害者関連利害当事者に対する情報提供方案整備

- 本サービスについて多様な経路を活用し広報、情報提供などが拡大する必要がある
- 財産管理支援サービスが現在、発達障害者と関連して現場で行われる金銭管理などと何が異なり、この制度を利用することのメリットなどについてわかりやすい整理と説明が必要

3. 今後の課題

❖ 財産管理支援サービスに立法化努力と法的具体手続き支援体系整備

- 発達障害者と関連する現在の法などに財産管理支援サービスについて明示されていない
- 2022年モデル事業以後、本事業のためには法的根拠整備が必要

❖ 財産管理支援サービスの漸進的／段階的支援体系構築を通じた成功事例蓄積

- 政府財源が主となる他の社会サービスと異なり、発達障害者の財産管理支援サービスは民間、それも発達障害者当事者及び家族の財産が主財源となる側面で制度設計の差異への考慮が必要
- 何よりも一括的または標準化体系ではなく、漸進的／段階的でサービス柔軟化(personalization)が必ず考慮されるべきであり、関連成功及び失敗事例を通じた学習/より効果的な制度具現のための努力が必要

❖ 発達障害者支援意思決定制度構築

- 長期的に本サービスが実質的に発達障害者の権益を保障するための制度的装置になるためには、発達障害者との意思疎通を通じた発達障害者の意思決定権をどのように保障するか、またそれをどのように支援するかが非常に大事
- 支援意思決定制度の実効性ある方案整備/ 発達障害者の自己決定権保障と権利具現

ご清聴ありがとうございました。

kmiok@jbnu.ac.kr
